

日本から輸出する場合の規制

- 日本からモノを海外に輸出する際には、日本側の輸出規制および輸入国側の輸入規制に対応する必要があります。

<日本の輸出規制(安全保障貿易管理上)>

制度名	対象	規制対応
リスト規制	輸出令別表第1の1～15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物	経済産業大臣の許可
キャッチオール規制	リスト規制品目以外の輸出令別表第1の16項で指定された食料や木材等を除く全ての貨物	経済産業大臣の許可 (優遇対象国※は不要)

※旧「ホワイト国」26か国(米国、イギリス、フランス、ドイツ等)

<海外の輸入規制(例) 2020年7月時点>

国名	対象	主な規制内容
中国	10都県産(※)の全ての食品	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う措置のため輸入停止
香港	牛肉	骨なし牛肉の輸出は可能だが、月齢30か月以上の背骨がついた牛肉等は不可
ベトナム	コメ	残留農薬規制、重金属および汚染物質規制、食品添加物規制等の対象

※福島、宮城、茨木、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟(新潟産米を除く)

貿易協定

- 日本では、特定の国や地域の間で、幅広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を進める「貿易協定」を締結しています。
- 貿易協定の利用によって、基本税率よりも低い関税率を享受できるケースがあります。

<主な貿易協定>

FTA (Free Trade Agreement)	✓ 「自由貿易協定」:特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする。
EPA (Economic Partnership Agreement)	✓ 「経済連携協定」:貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする。
TPP (TPP11) (Trans-Pacific Partnership Agreement)	✓ 環太平洋経済連携協定:高い水準の自由化を目指し、関税撤廃のほか、非関税分野(投資、知的財産等)や新しい貿易課題(環境、労働等)を含むアジア太平洋地域11か国による協定

【参考】

・関税率の調べ方

米国FedEx Trade Networks社提供「World Tariff」(JETROのWEBサイト経由でユーザー登録可能)

・EPAの利用方法

- 日本貿易振興機構(JETRO)ホームページ「EPA活用法・マニュアル」

- 財務省関税局ホームページ「EPAにおける関税制度・通関手続(協定の構造、税率、原産地規則等)」